独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	東京応化工業株式会社	コード	4186
提出日	2021/3/9	異動（予定）日	2021/3/30
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	栗本弘嗣	社外取締役	○													○		有
2	関口典子	社外取締役	○													○		有
3	一柳和夫	社外取締役	○													○		有
4	竹内伸行	社外監査役	○										△				訂正・変更	有
5	上原忠春	社外監査役	○										△				新任	有
6	梅﨑輝喜	社外監査役	○										○				新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	該当事項はありません。	栗本弘嗣氏は、上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準ならびに当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	該当事項はありません。	関口典子氏は、公認会計士業務を通じて培われた会計における高度な専門性と企業での豊富な実務経験を有し、これらをもとに、複数の上場企業の不正経理に関する外部委員を務められるなど、内部統制にも精通されていることから、客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準ならびに当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	該当事項はありません。	一柳和夫氏は、上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準ならびに当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	竹内伸行氏は、三菱UFJ不動産販売株式会社の出身者であり、同社と当社との間には取引関係がありますが、その内容は一般的なものであります。また、同氏は三菱UFJ信託銀行株式会社の出身者であり、同社と当社との間には定型的・標準的な取引条件下での資金の預入、株式事務の委託等に係る取引がありますが、いずれの取引関係も、その性質や規模に照らして、同氏の社外監査役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。	竹内伸行氏は、金融機関等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識に加え、他の会社における監査役の経験をもとに、客観的かつ中立的な視点からの経営監視に寄与していただくため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準ならびに当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	上原忠春氏は、東京海上日動火災保険株式会社の出身者であり、同社と当社との間には定型的･標準的な取引条件下での保険に係る取引がありますが、当該取引関係は、その性質や規模に照らして、同氏の社外監査役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。	上原忠春氏は、金融機関・外務省等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、グローバルな視点で客観的かつ中立的な立場から経営監視に寄与していただくため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準ならびに当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
6	梅﨑輝喜氏は、明治安田生命保険相互会社の専務執行役を務めており、同社と当社との間には定型的･標準的な取引条件下での保険に係る取引がありますが、当該取引関係は、その性質や規模に照らして、同氏の社外監査役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。	梅﨑輝喜氏は、金融機関等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な視点からの経営監視に寄与していただくため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準ならびに当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4．補足説明

【社外役員独立性基準】
本基準における独立性を有する社外役員とは、法令上求められる社外役員としての要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。
a. 当社または当社の連結子会社（以下、当社グループ）の業務執行者。または、その就任前10年間において当社グループの業務執行者であった者。
b. 当社グループを主要な取引先とする者（注1）またはその業務執行者。
c. 当社グループの主要な取引先（注2）またはその業務執行者。
d. 当社グループの主要な借入先（注3）またはその業務執行者。
e. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）。
f. 過去3年間において上記b. からe. に該当していた者。
g. 当社グループから過去3年間の平均で年間3百万円以上の寄付を受け取っている者。
h. 当社グループの主要株主（注5）またはその業務執行者。
i. 社外役員の相互就任関係（注6）となる他の会社の業務執行者。
j. 配偶者及び二親等内の親族が上記a. からi. までのいずれかに該当する者。
k. 社外役員としての在任期間が通算で8年を経過している者。
l. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る事由が存在すると認められる者。

注1：当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービス等を提供している取引先であって、取引額が、過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者をいう。
注2：当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービス等を提供している取引先であって、取引額が過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。
注3：当社グループの主要な借入先とは、当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先である金融機関をいう。
注4：多額の金銭その他の財産とは、過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当該コンサルタント、会計専門家、法律専門家の年間連結売上高の2%を超える経済価値を有する財産をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当該団体の年間連結売上高の2%を超える経済価値を有する財産をいう）。
注5：主要株主とは、議決権保有割合が10%以上の株主をいう。
注6：社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。